

利用調整基準表

選考基準

保育の必要性の事由やそれに要する時間等に応じた「1. 基本点数表」
世帯や児童の状況等に応じた「2. 調整点数表」
により点数を算出し、その合計点数により優先順位を決定する。

1 基本点数表の考え方

- ・父と母の基本点数を比較して、低い点数の保護者で算定する。
- ・該当する項目が複数ある場合は、最も点数の高い項目で算定する。

2 調整点数表の考え方

- ・該当する項目が複数ある場合は、それぞれの点数を加点する。

3 同一点数時の考え方

- ・基本点数と調整点数の合計が同じ場合は、「同一点数時の順位」により優先順位をつける。

1. 基本点数表

大分類	小分類	基本点数
①家庭外就労	1か月の勤務等が160時間以上	90
	1か月の勤務等が120時間以上160時間未満	80
	1か月の勤務等が60時間以上120時間未満	60
②家庭内就労	1か月の自営等が160時間以上	80
	1か月の自営等が120時間以上160時間未満	70
	1か月の自営等が60時間以上120時間未満	50
③同居親族の看護・介護	1か月120時間以上の看護・介護	60
	1か月60時間以上120時間未満の看護・介護	40
④保護者の疾病・障害	入院を要する	90
	身障手帳1～2級、療育手帳A、精神手帳1級	80
	上記以外の障害者手帳所持・疾病	60
⑤妊娠・出産	産前6週～産後8週	80
⑥就学	1か月の就学が120時間以上	80
	1か月の就学が60時間以上120時間未満	60
⑦災害復旧	災害により自宅や近隣の復旧にあたっている	最優先
⑧求職活動	求職活動(起業準備を含む)	30
⑨虐待・DV	虐待・DVのおそれがあること	最優先
⑩育児休業	育児休業取得時の継続利用	50
⑪その他	特別に市長が認める場合	90

2. 調整点数表

項目	内容	調整点数
①世帯・児童の状況	ひとり親世帯	25
	児童の障害	20
	兄弟同時入所	15
	育児休業明け	15
	生計中心者が求職活動	15
	児童が年長児	10
	多子世帯(3名以上) ※兄弟同時入所の場合は重複不可	10
	転入し市内保育所へ	10
	市内で保育士として勤務	10
	同居親族が要介護3～5	10
	生活保護世帯 ※ひとり親世帯の場合は重複不可	10
	同居親族が要介護1～2	5
	保護者が単身赴任中	5
	同居親族(65歳未満)が保育可能	▲ 15
市外在住	▲ 30	
②保育の代替手段	小規模保育等からの転園	15

3. 同一点数時の順位

1. 通園手段が徒歩・自転車等
2. 勤務地が遠方
3. 緊急時の親戚宅が遠方
4. 同居親族なし